

第2次 鹿屋市男女共同参画基本計画

2019年3月
鹿 屋 市

はじめに



人口減少・少子高齢化の進展、家族形態や就労環境の変化、ライフスタイルや価値観の多様化など、社会を取り巻く環境は大きく変化してきています。

このような変化に対応し、持続可能で豊かな活力ある社会を築いていくためには、男女が共にその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

本市におきましては、平成 21 年 3 月に「かのや男女共同参画プラン」、また、平成 26 年 3 月に「鹿屋市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定するとともに、平成 28 年 4 月には「鹿屋市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策の推進を図ってきました。

しかしながら、いまだに職場・家庭・地域など社会のあらゆる場面において、性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会通念や慣行が依然として根強く残っているなどの現状があります。

このような状況を踏まえ、現計画が期間終了となることから、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」と、新たに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「女性活躍推進計画」を包含した「第 2 次鹿屋市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

本計画では、「一人ひとりが 支えあい 認め合い 笑顔あふれるまち かのや」をめざす姿とし、更に男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

本計画の推進にあたっては、行政だけでなく、市民、事業者、関係団体・関係機関の皆様と連携・協働し、取り組むことが重要でありますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました鹿屋市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、男女共同参画に関する市民意識調査などを通じて、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様方に心からお礼申し上げます。

2019 年 3 月

鹿屋市長 中西 茂

目次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1 男女共同参画社会とは.....	2
2 策定の趣旨.....	2
3 計画の期間と位置付け.....	3
第2章 計画策定の背景.....	5
1 社会経済情勢の変化.....	6
2 国や県の主な動き.....	13
第3章 計画の概要.....	15
1 基本理念.....	16
2 計画のめざす姿と基本的方向.....	17
3 計画の体系.....	18
第4章 計画の内容.....	19
重点目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の推進.....	20
重点目標Ⅱ 男女の人権が尊重され安心して暮らせる社会づくり.....	30
重点目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成.....	40
計画の数値目標.....	45
第5章 計画の推進体制.....	47
1 推進のあり方について.....	48
2 男女共同参画の推進体制.....	49
参考資料.....	51
男女共同参画に関するあゆみ.....	52
男女共同参画社会基本法.....	57
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律.....	63
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	73
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律.....	85
鹿屋市男女共同参画推進条例.....	87
鹿屋市男女共同参画審議会委員名簿.....	92
用語解説.....	93